

生物多様性条約第 11 回締約国会議結果概要

平成 24 年 10 月 22 日

日 本 政 府 代 表 団

I. 概要

1. 生物多様性条約（CBD）第 11 回締約国会議（COP11）が、2012 年 10 月 8 日（月曜日）～19 日（金曜日）の日程でハイデラバード（インド）にて開催され、172 ヶ国の締約国、関連機関、市民団体、住民団体等から約 9,000 人が参加した。我が国からは、外務省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、国土交通省、環境省の担当者等による政府代表団が出席した。また、8 日の開会式に元 COP10 議長である松本龍元環境大臣が、16 日の閣僚級会合開会式には長浜博行環境大臣が出席した。
2. 今回の会議においては、最終日の深夜に及ぶ厳しい交渉の結果、暫定的なものながら、開発途上国等における生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フローを 2015 年までに倍増させるという資源動員に関する目標の合意に成功し、愛知目標達成に向けて COP10 において醸成されたモメンタムを次回会合に引き継ぐことができた。
3. 更に、条約の資金メカニズムである地球環境ファシリティ（GEF）に対するガイダンス、生態学的・生物学的に重要な海域（EBSA）の基準を満たす海域を抽出した地域ワークショップの結果を国連の作業部会等に提出すること、名古屋議定書の第 1 回締約国会議に向けた作業の計画、今後 2 年間の CBD 運営予算、COP12 を 2014 年の後半に韓国において開催することなどが決定された。

II. 主な成果

1. 資源動員の目標の設定

生物多様性に関する年間支出額の 2006 年～2010 年の平均値を暫定的なベースラインとし、今次会合に提出された暫定的な報告枠組を用いて、以下の暫定的な目標を達成することを決意する（resolve to achieve）ことが決定された。

- (1) 生物多様性に関する国際的な資金の開発途上国等に対するフロー（南南協力を通じたものも含まれる。）を 2015 年までに倍増させ、その水準を少

なくとも 2020 年まで維持することとし、開発途上国等は、自国における開発計画における生物多様性の優先順位を上げる。

- (2) 少なくとも 75%の締約国が、2015 年までに自国の優先課題や開発計画に生物多様性を位置づけ、これによって国内における適切な資金の供給が確保される。
- (3) ベースラインの安定性 (robustness) を向上させるため、適切な資金を供給された締約国の少なくとも 75%が、国内における生物多様性に関する支出、資金ニーズ、ギャップ及び優先順位を報告する。
- (4) 適切な資金を供給された締約国の少なくとも 75%が 2015 年までに生物多様性に関する資金計画を作成し、当該締約国の 30%が生物多様性及びその構成要素の様々な価値を評価する。

また、資源動員の最終的な目標を採択することを目的とし、COP12 において愛知目標の達成に向けた進捗状況を評価すること、及び 2020 年までの各 COP において当該目標の達成状況の評価を継続することが決定された。

2. 資金メカニズム

条約の資金メカニズムである地球環境ファシリティ (GEF) に対し、生物多様性の分野における今後の資金ニーズに関する専門家チームの評価報告書のあらゆる側面を次回の増資において精査するよう強く要請することが決定された。我が国がその設立を主導した名古屋議定書実施基金 (NPIF) については、第 5 次増資期間 (2014 年 6 月まで) のために各国から拠出された資金のすべてが支出されるまで運用されること、及び COP12 においてそれ以降の取扱を決定することが決定された。

3. 名古屋議定書

①名古屋議定書政府間委員会の第 3 回会合 (ICNP3) を開催すること、②多数国間の利益の配分の仕組み (第 10 条) に関する広範囲な意見照会を行い、その結果を専門家が整理して ICNP3 に提出すること、③情報交換センターの開発のための第 1 回締約国会議までの作業計画を承認すること、④利用可能な予算がある場合には、能力開発に係る戦略枠組みを作成するための専門家会合を開催すること、⑤第 1 回締約国会議での承認を目指し、議定書の遵守を促進するための手続及び制度の作成を ICNP3 において継続することなどが決定された。

4. 海洋及び沿岸の生物多様性

「生態学的・生物学的に重要な海域（EBSA）」の基準を満たす海域を抽出した地域ワークショップの結果が報告されるとともに、EBSA 基準の適用は科学的技術的エクササイズであることに留意しつつ、最終的な EBSA の特定及びその保全管理措置の選択は各国や権限ある政府間機関が行うということ为前提として、上記報告を国連の国家管轄圏外海洋生物多様性アドホック非公式作業部会、各国、関係国際機関等に提出することが決定された。

5. 生物多様性と気候変動

森林分野における気候変動の緩和に関する活動のリスクを減少させ、多様な便益を増加させることを意図した「生物多様性関連セーフガード」の適用における配慮事項に留意すること、及び REDD+（途上国における森林減少・劣化による温室効果ガス排出を削減する取組）による生物多様性への影響を評価するための指標の作成に向けて今後も作業を継続することが決定された。また、COP10において採択された、気候変動の緩和及び適応に貢献しつつ生物多様性を保全し、持続的に利用し及び復元する方法に関するガイダンス（ジオ・エンジニアリング活動の制限に関する内容を含む。）が再確認された。

6. 持続可能な利用

ブッシュミート（野生動物の肉）の利用に関する小委員会の改正勧告が、「生物多様性の持続可能な利用に関するアディスアベバ原則及びガイドライン」を補足するものとして歓迎された。また、我が国が提唱し、その実施を主導している SATOYAMA イニシアティブについて、その取組の貢献が確認された。

7. 原住民の社会の伝統的知識の保存など（第 8 条及び関連条項）

原住民の及び伝統的な知識の還元（repatriation）のための優良事例ガイドラインを作成するための考慮事項を採択した。また、生物資源の慣用的な利用（customary use）に関する行動計画を作成することに合意した。

8. IPBES との連携

IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する科学・政策政府間プラットフォーム）に対し、愛知目標の達成の評価に貢献し、戦略計画の長期目標

を達成するための政策オプションに関する情報を提供するための方法を検討することを要請することとなった。また、IPBES における手続及び作業計画の作成状況を考慮しつつ、IPBES とどのように協同すべきかに関する勧告を科学技術助言補助機関（SBSTTA）が作成して COP12 に提出することが決定された。

9. 2013 年～2014 年予算

我が国は CBD 運営予算の最大の拠出国であり、義務的拠出金総額の約 16% を負担している。長引く世界経済停滞の影響により国家財政が極めて厳しい締約国がある中、COP10 で採択された名古屋議定書の発効に向けて必要な費用を重点的に予算配分した結果、2013 年予算は 12,994,100 米ドル、2014 年予算は 13,580,800 米ドル（2 ヶ年合計 26,574,900 米ドル（前期比 7.3%増））とすることが決定された。我が国の分担金額は 2 ヶ年合計で 3,765,492 米ドル。

10. 各国における生物多様性国家戦略の策定状況

各国に愛知目標達成に向け戦略計画 2011-2020 に沿った生物多様性国家戦略の改定等を要請する決定が行われた。我が国からは、この趣旨に沿った国家戦略の改定を行ったこと、引き続き生物多様性日本基金を用いて途上国における生物多様性国家戦略の改定支援を行うことを発表した。

III. 我が国の貢献

我が国は、これまで COP10 以降、生物多様性日本基金及び名古屋議定書実施基金を設立し、途上国における取組に対して一層の支援を行うとともに、議長国として会期間作業を牽引してきた。COP11 では資源動員の目標設定に関する議論をはじめ、各議題に積極的に参加・貢献するとともに、①ICNP3 の開催費用、②条約事務局によるプロジェクト経費の一部、並びに③資源動員のベースライン及び報告枠組の確立等に関するワークショップの開催経費を負担することを表明。これらについて、他の締約国から高い評価を得た。

（了）